○黒部市特定個人情報等の取扱いに関する安全管理規程

平成27年12月28日

黒部市訓令第15号

本庁

出先機関

目次

第１章　総則（第１条―第２条）
第２章　管理体制（第３条―第７条）
第３章　教育研修（第８条）
第４章　職員の責務（第９条）
第５章　特定個人情報等の取扱い（第10条―第20条）
第６章　電子計算システムにおける安全の確保等（第21条―第35条）
第７章　電子計算システム室等の安全管理（第36条・第37条）
第８章　特定個人情報等の提供及び業務の委託等（第38条・第39条）
第９章　安全確保上の問題への対応（第40条・第41条）
第10章　監査及び点検の実施等（第42条―第44条）
第11章　補則（第45条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この訓令は、黒部市の保有する特定個人情報等について、その適切な管理に関し、必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護に努めるとともに、市の行政の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この訓令における用語の意義は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第２条、黒部市個人情報保護条例（平成24年黒部市条例第４号。以下「条例」という。）第２条及び黒部市電子計算組織に関する規程（平成18年黒部市訓令第５条）の定めるところによる。

第２章　管理体制

（総括責任者）

第３条　個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の管理に関する事務を総括するために、総括責任者を１人置くこととし、総務管理部長をもって充てる。

（令３訓令８・一部改正）

（保護責任者）

第４条　特定個人情報等の適切な管理を確保するために、特定個人情報等を取り扱う各所属に、保護責任者を１人置くこととし、課長又はこれに代わる者をもって充てる。

２　保護責任者は、特定個人情報等を電子計算システムで取り扱う場合、電子計算システム管理者と連携して、その任に当たる。

３　保護責任者は、特定個人情報等を取り扱う職員（以下「事務取扱担当者」という。）及びその役割を指定する。

４　保護責任者は、各事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲を指定する。

５　保護責任者は、各所属において、次に掲げる組織体制を整備する。

(1) 事務取扱担当者が取扱規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合における保護責任者への報告連絡体制

(2) 特定個人情報等の漏えい、滅失又はき損等（以下「情報漏えい等」という。）事案の発生又は兆候を把握した場合の職員から保護責任者等への報告連絡体制

(3) 特定個人情報等を複数の所属で取り扱う場合の各所属の任務分担及び責任の明確化

(4) 特定個人情報等の情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の対応体制

（保護担当者）

第５条　保護責任者を補佐し、特定個人情報等の管理に関する事務を行うため、各所属に保護担当者を１人置く。

（監査責任者）

第６条　保有特定個人情報の管理の状況について監査するため、監査責任者を１人

置くこととし、総務管理部総務課長をもって充てる。

２　監査責任者は、特定個人情報等を電子計算システムにて取り扱う場合の監査にあっては、企画情報課の協力を得て、その任に当たる。

（令２訓令２・令３訓令８・一部改正）

（特定個人情報等の適切な管理のための委員会）

第７条　総括責任者は、特定個人情報等の管理に係る重要事項の決定、連絡及び調整等を行うため、必要があると認めるときは、関係職員で構成する委員会を設け、定期又は随時、委員会を開催することができる。

第３章　教育研修

（教育研修）

第８条　総括責任者は、事務取扱担当者に対し、特定個人情報等の取扱いについて理解を深め、特定個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

２　総括責任者は、特定個人情報等を取り扱う電子計算システム（以下、「電子計算システム」という。）の管理に関する事務に従事する職員に対し、特定個人情報等の適切な管理のために、電子計算システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。

３　総括責任者は、保護責任者及び保護担当者に対し、各所属の現場における特定個人情報等の適切な管理のための教育研修を実施する。

４　保護責任者は、当該所属の事務取扱担当者に対し、特定個人情報等の適切な管理のために、総括責任者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

第４章　職員の責務

（職員の責務）

第９条　職員は、番号法及び条例の趣旨に則り、関連する法令及び規程等の定め並びに総括責任者、保護責任者及び保護担当者の指示に従い、特定個人情報等を取り扱わなければならない。

２　職員は、特定個人情報等の情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合及び事務取扱担当者が取扱規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合は、

速やかに保護責任者に報告しなければならない。

第５章　特定個人情報等の取扱い

（アクセス制限）

第10条　保護責任者は、特定個人情報等にアクセスする権限を有する職員とその権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限るものとする。

２　アクセス権限を有しない職員は、特定個人情報等にアクセスしてはならない。

３　職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で特定個人情報等にアクセスしてはならない。

（複製等の制限）

第11条　職員が業務上の目的で特定個人情報等を取り扱う場合であっても、保護責任者は、次に掲げる行為については、当該行為を行うことができる場合を限定し、職員は、保護責任者の指示に従い行うものとする。

(1) 特定個人情報等の複製

(2) 特定個人情報等の送信

(3) 特定個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持出し

(4) その他特定個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

（誤りの訂正等）

第12条　事務取扱担当者は、特定個人情報等の内容に誤り等を発見した場合には、保護責任者の指示に従い、訂正等を行う。

（媒体の管理等）

第13条　事務取扱担当者は、保護責任者の指示に従い、特定個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するものとする。

（廃棄等）

第14条　事務取扱担当者は、特定個人情報等又は特定個人情報等が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護責任者の指示に従い、当該特定個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。

（特定個人情報等の取扱状況の記録）

第15条　保護責任者は、特定個人情報ファイル（紙媒体を含む。以下同じ。）の取

扱状況を確認する手段を整備し、当該特定個人情報等の利用及び保管等の取扱状況について記録する。

２　前項の当該記録には、特定個人情報等は記載しないものとする。

（個人番号の利用制限）

第16条　保護責任者は、個人番号の利用にあっては、番号法があらかじめ限定的に定めた事務に限定するものとする。

（特定個人情報等の提供の求めの制限）

第17条　職員は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

（特定個人情報ファイルの作成の制限）

第18条　職員は、個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

（特定個人情報等の収集・保管の制限）

第19条　職員は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の個人番号を含む個人情報を収集又は保管をしてはならない。

（取扱区域）

第20条　保護責任者は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）を明確にし、物理的な安全措置を講ずるものとする。

第６章　電子計算システムにおける安全の確保等

（アクセス制御）

第21条　電子計算システム管理者は、特定個人情報等（電子計算システムで取り扱うものに限る。以下この章（第33条を除く。）において同じ。）について、パスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずるものとする。

２　電子計算システム管理者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

（アクセス記録）

第22条　電子計算システム管理者は、特定個人情報等へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存し、定期に又は随時に分析するために必要な措置を講ずるとともに、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な削除の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（アクセス状況の監視）

第23条　電子計算システム管理者は、特定個人情報等への不適切なアクセスの監視のため、特定個人情報等を含み、又は含むおそれのある一定量以上の情報が電子計算システムからダウンロードされた場合に備え、定期的な確認による等の必要な措置を講ずるものとする。

（管理者権限の設定）

第24条　電子計算システム管理者は、電子計算システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずるものとする。

（外部からの不正アクセスの防止）

第25条　電子計算システム管理者は、電子計算システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずるものとする。

（不正プログラムによる漏えい等の防止）

第26条　電子計算システム管理者は、不正プログラムによる特定個人情報等の情報漏えい等の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態を保つことを含む。）を講ずるものとする。

（電子計算システムにおける特定個人情報等の処理）

第27条　職員は、特定個人情報等について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限とし、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去するものとし、保護責任者は、随時、消去等の実施状況を重点的に確認する。

（暗号化）

第28条　電子計算システム管理者は、特定個人情報等について、暗号化のために必要な措置を講ずるものとする。

２　事務取扱担当者は、前項の措置を講ずるため、その処理する特定個人情報等について、適切に暗号化を行うものとする。

（記録機能を有する機器・媒体の接続制限）

第29条　電子計算システム管理者は、特定個人情報等の情報漏えい等の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の電子計算システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等の必要な措置を講ずるものとする。

（端末の限定）

第30条　電子計算システム管理者は、特定個人情報等の処理を行う端末（以下、「端末」という。）を限定するために必要な措置を講ずるものとする。

（端末の盗難防止等）

第31条　電子計算システム管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、必要な措置を講ずるものとする。

２　職員は、電子計算システム管理者が必要があると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んだものを電子計算システムに接続してはならない。

（第三者の閲覧防止）

第32条　職員は、端末の使用に当たっては、特定個人情報等が第三者に閲覧されることがないよう、使用状況に応じ必要な措置を講ずるものとする。

（入力情報の照合等）

第33条　職員は、情報を入力する際、入力原票と入力内容を照合するとともに、処理前後の特定個人情報等の内容を確認するなど、既存の特定個人情報等との照合等を行わなければならない。

（バックアップ）

第34条　電子計算システム管理者は、特定個人情報等についてバックアップを作成し、分散保管をするため必要な措置を講ずるものとする。

（電子計算システム設計書等の管理）

第35条　電子計算システム管理者は、電子計算システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないよう、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずるものとする。

第７章　電子計算システム室等の安全管理

（入退管理）

第36条　電子計算システム管理者は、特定個人情報等を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域（以下「電子計算システム室等」という。）に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講ずるものとする。また、特定個人情報等を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずるものとする。

２　電子計算システム管理者は、必要があると認めるときは、電子計算システム室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずるものとする。

３　電子計算システム管理者は、電子計算システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めの整備（その定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

（電子計算システム室等の管理）

第37条　電子計算システム管理者は、外部からの不正な侵入に備え、電子計算システム室等に施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置を講ずるものとする。

２　電子計算システム管理者は、災害等に備え、電子計算システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずるものとする。

第８章　特定個人情報等の提供及び業務の委託等

（特定個人情報等の提供）

第38条　保護責任者は、番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報等

を提供してはならない。

（業務の委託等）

第39条　個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合には、委託先において、番号法に基づき市が果たすべき安全管理措置と同等の措置の有無について、あらかじめ確認するものとする。

２　個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合には、特定個人情報等の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講ずることとし、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、特定個人情報等の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする。

(1) 特定個人情報等に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務

(2) 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項

(3) 特定個人情報等の複製等の制限に関する事項

(4) 特定個人情報等の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

(5) 委託終了時における特定個人情報等の消去及び媒体の返却に関する事項

(6) 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

３　個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする場合には、委託先において、市が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行うものとする。

４　個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合には、委託先における特定個人情報等の管理の状況について、年１回以上の定期的検査等により確認するものとする。

５　個人番号利用事務等の全部又は一部の委託先が再委託をする場合には、委託をする個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報等の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断するものとする。

６　個人番号利用事務等の全部又は一部の委託先が再委託をする場合には、委託先に第２項の措置を講じさせるとともに、委託先を通じて又は委託元自らが第４項の措置を実施するものとし、特定個人情報等の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降にあっても同様とする。

7　特定個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

第９章　安全確保上の問題への対応

（事案の報告及び再発防止措置）

第40条　特定個人情報等の情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合及び事務取扱担当者が取扱規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合等、安全確保の上で問題となる事案又は問題となる事案が発生した場合において、その事実を知った職員は、直ちに当該特定個人情報等を管理する保護責任者に報告するものとする。この場合において、情報漏えい等外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染によるものであるときは、保護責任者は、電子計算システム管理者に報告するものとする。

２　保護責任者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずるものとする。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる場合にあっては、当該端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置について職員が直ちに行い又は職員に行わせるものとする。

３　保護責任者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括責任者に報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括責任者に当該事案の内容等について報告するものとする。

４　総括責任者は、第３項の規定に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を速やかに市長へ報告するものとする。

５　保護責任者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（公表等）

第41条　総括責任者は、事案の内容、影響等に応じ、事実関係及び再発防止策を公表するとともに、当該事案に係る特定個人情報等の本人への対応等の措置を講ずるものとする。

２　総括責任者は、公表を行う事案について、当該事案の内容、経緯、被害状況等

に関し、速やかに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第50条に規定する個人情報保護委員会に報告するものとする。

第10章　監査及び点検の実施等

（監査）

第42条　監査責任者は、特定個人情報等の適切な管理を検証するため、第２章から前章までに規定する措置の状況を含む市における特定個人情報等の管理の状況について、定期かつ必要に応じ随時監査を行い、その結果を総括責任者へ報告するものとする。

（点検）

第43条　保護責任者及び電子計算システム管理者は、各所属における特定個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期かつ必要に応じ随時点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括責任者に報告するものとする。

（評価及び見直し）

第44条　総括責任者、保護責任者、電子計算システム管理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から特定個人情報等の適切な管理のための措置について評価を行い、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

第11章　補則

（委任）

第45条　この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この訓令は、平成28年１月１日から施行する。

附　則（令和２年３月31日訓令第２号）

この訓令は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月31日訓令第８号）

この訓令は、令和３年４月１日から施行する。